平成２７年（フ）第６１８１号
東京都世田谷区等々力３丁目27―15―205
債務者　淵　　優子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１９９号
東京都新宿区西落合３丁目10―５―303
債務者　中之庄由起子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２２６号
東京都足立区堀之内２丁目10―12―404
債務者　濱松　　恵
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３１７号
静岡市葵区北安東５丁目41番14号　レオパレス北安東205号、旧住所静岡県焼津市東小川４丁目１番22号　アメニティコーポ山崎Ｂ101号
債務者　深澤　美歩
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３９号
静岡県藤枝市岡出山３丁目16番22号　宮沢第二ビル205号、旧住所静岡県藤枝市高柳１丁目４番28号　コーポ高柳102号
債務者　岩城　　玲
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６２１１号
東京都中野区江古田２丁目11―14―102
債務者　桜井　典子（旧姓仲田）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４２号
東京都日野市三沢1130番地の２都営日野三沢アパート４―407
債務者　嘉成めぐみ
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３３号
京都府福知山市大江町上野580番地
破産者　堀　　正春
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第１８２２号
札幌市東区北13条東14丁目３番25号パナハイツ一樹102号、開始決定時の住所札幌市東区苗穂町３丁目４番12―703号
破産者　能村　弘一
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８３４号
北海道千歳市春日町４丁目３番14―405号ヴィクトリアⅦ、破産手続開始時の住所札幌市厚別区厚別西４条２丁目１番１―201号
破産者　加藤　真一
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９号
秋田市雄和新波字竹ノ花32番地３
破産者　鎌田　利勝
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５号
秋田市河辺和田字式田100番地
破産者　イシイタネ店こと　石井　誠一
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
福島市飯坂町字八幡新田11番地の37
破産者　鈴木　　伸
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
福島県相馬郡新地町大字埒木崎字熊野82番地の３
破産者　長倉　年勝
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第６０号
茨城県日立市金沢町１丁目２番28―208号
破産者　五来　信雄
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第６５９号
埼玉県戸田市大字新曽1531番地　プラザビュースター206号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県上尾市中妻４丁目11番地21
破産者　近藤　清人
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係